

令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会

令和3年2月15日

東京都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N6

【古川経理部長】 それでは、これより令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会を開催いたします。

私は、今年度4月から財務局の経理部長に着任しております、古川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

このコロナ禍で御挨拶もこのような時期になってしまいまして、まことに申しわけございませんが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日、これから個別の案件につきましても、先生方の御専門の見地から忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、東京都の入札契約手続の公正性、そして透明性の確保にお力添えをいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【新田見契約調整担当部長】 財務局契約調整担当部長の新田見でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

座って進行させていただきます。新型コロナウイルスの影響により、ことしの上半期は定例審議を行うことができませんでしたので、本日は令和元年度の第2四半期に契約した工事と、第4四半期に契約した工事の両方について御審議いただきます。なお、今回はオンライン開催ということで、進行に不慣れな点があるかもしれませんが、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。また、オンラインでの進行につきまして何か改善点などがございましたら、事務局まで御意見をいただければ幸いです。

本日御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者についてでございますが、配付資料のとおりでございます。紹介は割愛させていただきます。なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただきます。

次に、定足数の御報告をいたします。当第二監視部会は、現在は4名の委員によって構成されており、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き議決できないこととなっております。本日は4名の委員皆様が出席されておりますので、当部会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、有川部会長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(異議等なし)

【新田見契約調整担当部長】 ありがとうございます。では、有川部会長、よろしく願いいたします。

【有川部会長】 有川です。どうぞ、今日はよろしく願いいたします。

早速ですけれども、本日の議事進行と資料について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 電子調達担当の武田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単に御説明申し上げます。まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議としまして、令和元年度の第2四半期及び第4四半期に契約した工事について御審議をいただきます。議案は4つでございます。

次に、同要綱第2条第6号に基づく談合情報処理に係る審査として、令和元年度の第2四半期及び第4四半期に談合情報処理を行いました事案について御審査いただきます。こちらの議案は2つでございます。

資料の御説明に入らせていただく前に1つ、きょうの委員の皆様の出席を確認させていただき証明といたしまして、今の画面のスクリーンショットを撮らせていただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議等なし)

【武田電子調達担当課長】 では、すみません、今からスクリーンショットを撮らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(スクリーンショット撮影)

【武田電子調達担当課長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、お手元に配付いたしました資料について確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、事前に委員の皆様にお送りしておりますけれども、まずA4縦の次第一式と、それから「定例審議対象事案の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに本日の定例審議案件の一覧がございます。こちらの横の資料となります。それから、定例審議の議案1から議案4及び談合情報処理審査の議案5及び議案6でございます。資料等の不足はございませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでございましてとさせていただきます。本日の部会終了後もお取り扱いには十分御注意くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 よろしくお祈いします。

それでは最初に、この後審議を予定しております定例審議の事案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和元年度第2回入札監視委員会において、令和2年度の定例審議の対象案件の抽出方針は、契約金額が高額な事案、高落札率の事案、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及びそのほか委員会あるいは部会が必要と認めた事案と決定されました。

これを受けて、当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額の事案については、金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率の事案については、落札率1

00%と99%台の案件のうち、それぞれ金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案及び長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとしております。また、当部会では、各委員が今の方針に基づいてそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定することとしております。

部会長の決定に当たりまして、今回まで、従来からですけれども、複数の委員が共通して選定した事案を優先的に選んできたところではありますが、今回はたまたま4つの事案とも全て複数の委員が選定した事案になっております。一応資料1で、皆様に選定していただいた事案に該当しているかどうか、再度御確認いただければ幸いです。

それでは、これより審議に入りたいと思います。審議に当たりましては、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開として、後日、審議概要及び議事録を財務局ホームページに掲載することとしております。

大変恐縮ですが、取材等の方はここで御退席をお願いしたいと思います。

それでは早速、議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いしたいと思います。

(下水道局入室)

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【浦崎契約課長】 下水道局の契約課長の浦崎と申します。よろしく願いいたします。

【織田経理課長】 下水道局、流域下水道本部管理部、経理課長の織田と申します。よろしく願いいたします。

【内田設計課長】 流域下水道本部技術部、設計課長をしています、内田と申します。本日はよろしく願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案1をごらんください。

高額事案として抽出されましたもので、件名は「北多摩二号水再生センター汚泥焼却設備再構築工事」です。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望2者、応札1者で、落札率は99.9%となっております。工事の概要につきましては、資料2ページ目のおりでございます。説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。本件を含めまして、本日審議する各事案につきましては、事前に事務局から説明を各委員が受けておりますので、ここからは各委員から質問や意見を出していただきながら、それをもとに審議を深めていきたいと思っております。

なお、リモートで行っておりますので、恐縮ですが、質問や意見のある委員は手を挙げていただきましたら私のほうで指名しますので、その順番で進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

質問・意見がありましたら、どうぞ遠慮なくお願いします。

まず、小池委員、すみません、お願いします。

【小池委員】 小池です。よろしくお願いいたします。こちらの案件なんですけれども、今回、再構築工事ということですが、こちらの汚泥焼却設備については修理やメンテナンスの契約は今まで結構この委員会でもたびたび取り上げてきたと思います。その中で、もともと造った業者しか修理やメンテナンスができないのだということを毎回お聞きしていたと思うんですけれども、今回は再構築ということで新しく造られるわけですので、そういったときに、この先またこの業者でないと修理できないというようなことが続くというのは余り望ましくないと考えておりますが、そのあたりのことはどのように考えて発注されたのか、御説明をお願いしたいと思います。

【内田設計課長】 流域下水道本部技術部、設計課長の内田です。今の御質問に関しましてお答えをさせていただきます。

再構築に当たりまして、ほかの会社が補修工事等に入れるようにするべきではないかという御意見と認識しました。

こちら、補修工事ですけれども、製品を補修する場合につきましては、最終的に補修後の性能を担保しなければいけないというところがございます。そういった中で、今回、再構築におきまして製造したメーカーにつきましては、随契のほうで入ってくる工事となることはやむを得ないものと考えております。

【小池委員】 回答ありがとうございます。それではこの施設については、今後もこの業者がメンテナンスや修理を行っていくという前提だということが当然考えられるということかと思うのですが、それでは、そのような前提のもとでどのように入札行為を設定したのかという、どのような工夫をなされたのかをお聞かせください。

【内田設計課長】 入札行為の設定に当たりましては、補修工事の随契のところにつきましては、実際の運転の際に、運転時間ですとか運転条件、そういった使用状況によっていろいろ劣化する状況が変わってくるといったところがあります。今回の焼却工事につきましては非常に温度が高い機械設備になるということで、そういったところのリスクも非常に大きいものと考えております。そういった中で、入札につきましては、そういった補修の内容につきましては盛り込みをしていないといったところになっております。

【小池委員】 それでは、もしもこの業者が、どうせ補修工事を請け負えるのであればということで、不当に低い値で入札してきたというようなことは排除できているのでしょうか。

【内田設計課長】 はい。そちらにつきましては、見積もりのヒアリング等の中で確認をするとともに、実際に見積もりにつきましては落札した受注者だけでなく、ほかの4者からもとっていますので、そういったところの中で適正な価格が出されていると解釈をしております。

【小池委員】 ありがとうございます。今の最後の御回答内容は非常に重要なことかと思えます。

以上です。

【内田設計課長】      ありがとうございます。

【有川部会長】      それでは飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】      1件35億という大きな工事になっていますが、今、小池先生がおっしゃったように、いろんな業者が入るといような状況をつくるためには、例えばこれを分割発注する。この工事内容を見ると10回に分かれるわけですので、これを分割した発注にするといような検討はされていますか。

【内田設計課長】      分割につきましては、今回、焼却炉工事に関する工事がほぼ大部分になっておりまして、若干それに該当しないものとしましては、しき搬送設備といったものが、資料2ページ目で行きますと(2)のところでも工事概要があるんですけども、ぼつで行きますと、下から2ぼつ目「しき搬送設備」、こちらに関しては分割して発注できる内容ではあるかと思えます。ただ、こちらにつきましては、焼却炉と一体的に整備をしたほうが効率的といところの中で、今回のところについては合わせて出ささせていただいております。

なお、補足になりますけれども、この、しき搬送設備につきましては、今後補修工事が入ってきた場合につきましては焼却炉工事とは別で、これはどこの会社でもできるような内容になりますので、一般競争で発注させていただくような、補修工事として発注させていただくような内容になるかと思えます。

【飯塚委員】      今の御説明は聞こえました。分かったという感じではないのですが、一応終わりにします。

【有川部会長】      飯塚委員はよろしいでしょうか。

【飯塚委員】      はい。結構です。

【有川部会長】      では片桐委員は、ほかに何か意見はありますか。

【片桐委員】      参考までに教えていただきたいのですが、旧施設の使用期間といのは何年ぐらいだったのでしょうか。

【内田設計課長】      まだこの焼却炉自体は稼働しております。平成元年に製作をしておりますので、現在30年を超える経過年数となっております。

【片桐委員】      そうしますと、今度再構築されて新しくなった施設も同じくらいの耐用年数になってくるといような計画なのでしょうか。

【内田設計課長】      はい。耐用年数につきましては、経済耐用年数25年以上を目安にしておりまして、それを超えるところで運用させていただくことになっていくかと思えます。

【片桐委員】      そうしますと、保守運用の契約なども、契約の準備といのはもう現段階で行われているかわからないのですが、保守運用自体も30年ぐらいにわたって行うことになるので、それを単年度契約にするのか複数年度契約にするのかはわかりませんが、保守運用の契約といのもまた別途発生する予定があるといことではいしょうか。

【内田設計課長】      はい。新しい焼却炉ができた暁ですけれども、25年を超える耐用年数の中で補修計画を立てていくといったところになります。

【片桐委員】 ちなみに今、旧施設の保守運用というのは、これは設置した業者と同じですか。違うのでしょうか。

【内田設計課長】 設置した業者と同じとなります。

【片桐委員】 なるほど。そうすると、先ほど小池委員のおっしゃっていた、新しくしてからも同じ業者による保守運用がなされる可能性としてはゼロではないということですか。

【内田設計課長】 新しく炉を建てたところに随意契約という形で契約させていただくことになると思います。

【片桐委員】 ちなみに、業者が誰に決まるかはまだ決まっていらないんですね。

【内田設計課長】 こちらはもう契約になっておりますので、メタウォーター株式会社になります。

【片桐委員】 もう決まっているんですね。ちなみに、その契約金額と期間は何年で幾らかを教えていただけますか。

【浦崎契約課長】 資料の2ページにございますけれども、契約金額は35億7,500万円です。

【片桐委員】 すみません、工事のほうではなくて、保守運用のほうの契約になります。

【内田設計課長】 こちらはまだ炉が建っていないものになりますので。

【片桐委員】 まだ契約の準備が始まっていないということですね。

【浦崎契約課長】 はい。まだです。

【片桐委員】 ちなみに、旧施設でこの保守運用の契約に基づいて支払われた金額というのは、30年間総額で幾らぐらいなのでしょう。

【内田設計課長】 すみません、今手元に資料を持ち合わせていません。

【片桐委員】 そうしましたら、後日で結構ですので教えていただけないでしょうか。金額のレベル感が知りたいと思ひまして。旧施設の設置のときの金額と、その後の保守運用の金額が大体どのくらいなのかということ、参考までに教えていただければと思います。

以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

私のほうからも1点伺いたいですけれども、14ページの神鋼環境ソリューションのほうの辞退理由を見ていただきたいと思いますが、配置予定技術者の配置が困難になったためという言葉がこの会社の辞退理由に書いてありますが、もし配置予定者の配置が困難でなければ、配置ができたならこのように、もともとメタウォーターが構築していたものを、再構築でもほかの業者が参入できると理解してよろしいのですか。

【浦崎契約課長】 はい。結構です。

【有川部会長】 すみません、回答をもう一度お願いします。

【浦崎契約課長】 はい。そのように御理解いただいて結構です。

【有川部会長】 ということは、今のままでもこういった発注については競争環境は整っているという御認識なのですね。

【浦崎契約課長】 はい。そうです。

【有川部会長】 そうすると、なぜ1者入札になったのかということは、どのように分析されるのでしょうか。

【浦崎契約課長】 1者入札の理由につきましては、やはり業者がどのように考えるかというところに思っておりますので、私どもとしてはこのような理由で辞退をした業者がいたため、本件に関しては1者になったものと認識しております。

【有川部会長】 1者入札の原因分析をどうしているかを説明していただけますか。

【浦崎契約課長】 下水道局の工事に関しては、一般的なお話になりますけれども、やはり非常に大規模なものであったり特殊なものであったり、オーダーメイドのようなところもございまして、なかなかたくさんの方の業者様に入札に参加していただくというような状況にはないというのは事実でございまして、その中でもそれぞれの発注の仕様書などを確認して、事業者がどのような行動をとるかというところは、事業者に任せているという部分がございますので、それは私どもの下水道局の工事の特性によるものなのかと思っております。

【有川部会長】 お答えいただきましたけれども、本件についてはどのように考えるのでしょうか。

【浦崎契約課長】 本件につきましては、すみません、繰り返しになりますが、こちらは共同研究などを用いて行っておりまして、共同研究に参加していない方でも技術の条件に合っていれば入札に参加していただくことも可能です。ただ、実際に手を挙げたところは2者であり、そのうちの1者がこういった理由で辞退されたということでございますので、この件に関してはそのような理由で1者になったものと思っております。

【有川部会長】 一般納税者の気持ちとして聞こえてくるのですが、こういう状況を踏まえても、何か問題を察知して、次の契約や入札に関してどこを改善すればいいかという真剣度が伝わってこないのですけれども、余り危機意識や問題意識はないと理解してよろしいのでしょうか。

【浦崎契約課長】 いえ、そのようなことはございません。これまでも何度も入札監視委員会でも御指摘をいただいておりますので、その都度、例えば条件を必要最小限のものにするとか、あとは発注の時期を平準化するなど、可能な限りの取り組みを行っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと存じます。

【有川部会長】 せっかくここでも審議をしておりますので、本件について業者のこのような理由はあるのですが、業者が書いてきた理由についての深掘りも感じられないし、業者が言った言葉を発注側としてどのように分析するかということもつかみきれないですから、つまり、業者側がどのような理由で辞退したのかということをもう少ししっかり分析して、その分析結果に基づいて、次に同様の発注をする場合は何を改善すればいいのか、既に幾つかの提案をこちらの複数の委員から出されたと思っておりますけれども、そういったものを参考にしながら真剣に取り組んでいくという感触が感じられないのですけれども、ど

うなのでしょう。私の考え違いですか。リモートで話を聞いているので、真剣度というか、本気度をもう少し聞かせていただけるとありがたいのですが。本件についてどう改善していくか。本件のような契約です。

【内田設計課長】 すみません、今回の件につきまして、共同研究した技術を採用させていただいているのですが、技術的なそういったものが参入の支障となっているのではないかとこのところにつきましては、この開発した会社以外の会社におきましても受注をすることができるものになりますので、そういった支障はないと考えています。

あと、技術者不足というところなのですが、やはりヒアリングの中で実際に会社からの声というふうに関心されてきております。元請としての技術者不足ですとか、下請としての技術者不足といったところが声として聞こえてきております。そういった中で1者入札を避けるということの中では非常に地道な作業なんですけれども、わかりやすい設計書を心がける、受注者のほうは工期の延期ですとか工事変更などが発生するというのを非常に嫌がりますので、そういったところを受注者との事前のヒアリングの中で潰していった最適な設計書を出すということも、こういったところを避ける一つのことだと考えております。

【有川部会長】 今回のことに関連してでも結構ですし、別な意見でも結構ですので、ほかの委員、ありましたらどうぞよろしくお願いします。

はい、片桐委員。

【片桐委員】 共同研究のことに関してお伺いしたいのですが、共同研究にはメタウォーターのほかにもどちらが参加されたのでしょうか。

【内田設計課長】 共同研究につきましては、メタウォーターのほかにも月島、三機工業、タクマ、計4者が参画しております。

【片桐委員】 今回、入札に参加されなかったということですが、神鋼環境ソリューションさん、こちらは共同研究とは関係なかったんですね。

【内田設計課長】 共同研究には参加しておりません。

【片桐委員】 こういった共同研究というのは、やはり幾つかされているのでしょうか。

【内田設計課長】 焼却以外におきましても、下水道技術としまして水処理関連の省電力をかなえる技術開発ですとか、いろいろ多岐にわたる技術開発を行っております。

補足させていただきますと、今回の技術開発につきましても工夫をしております、今までもしていたところはあるんですけれども、導入を前提とした技術開発をするということの中で、参加希望者のやる気ですとかそういったところを引き出しているといった取り組みもしております。

【片桐委員】 共同研究自体の参加というのは自由なんですか。

【内田設計課長】 はい。これは企業のほうからの提案に基づくところでして、今回の焼却技術におきましてもまだ審議中なんですけれども、新しい会社のほうで共同研究を進めている事案があります。



【片桐委員】　でも、研究の結果を公表されるということですが、なかなかこの研究のところに参加していないと、この構築工事に参加することもハードルがあるのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。

【内田設計課長】　先ほど神鋼環境ソリューションが入っていたというところの話がありましたけれども、開発業者以外でも一応受注することは可能となります。

【片桐委員】　わかりました。ありがとうございました。

【有川部会長】　ほかの委員はよろしいでしょうか。

はい、飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】　2ページの工事概要に10ぐらいの設備工事がありますが、その金額の全部をざっとでいいですから教えてください。

【内田設計課長】　すみません、今、細かなところまでは資料として持ち合わせていません。

【飯塚委員】　内訳は持ってきていないのですか。

【内田設計課長】　すみません、今は手元にはありません。

【飯塚委員】　では、後日示してください。

【内田設計課長】　はい。わかりました。

【片桐委員】　先ほど御説明いただいた共同研究をされた月島と三機とタクマ、そちらはほかの案件などで手を挙げて入札に参加されたりなどはしているのでしょうか。

【内田設計課長】　今回のところはメタウォーターになりますけれども、ほかの処理場におきましては、三機工業ですとか月島などが加わって入札のほうに参加しております。

【片桐委員】　今回こちらのほうに参加されなかったのは、何か理由はお聞きになりましたか。

【内田設計課長】　実際の見積もりをとる過程におきましてお話をさせていただく中では、十分受注意欲があると判断をしておりました。その後、ここの契約に参加しなかったというところにつきましては、すみません、ヒアリングは行っておりません。

【片桐委員】　わかりました。でも、できれば何か理由のようなものが聞けるとよいのではないかなとは思いました。

【有川部会長】　お願いします。

【小池委員】　すみません、確認ですが、先ほど見積もりを4者からとられたというのはこの共同研究の4者ということでしょうか。

【内田設計課長】　はい。この共同研究の4者となります。

【小池委員】　はい。ありがとうございます。

【有川部会長】　それでは、各委員の意見をいろいろいただきました。時間の関係で、私のほうでとりあえず中締めとして取りまとめたいと思いますので、それで補足など、あるいはそこは違うのではないかという意見がありましたら、それはまた意見を言っていただければと思います。

結論としては、法令どおり実施されておりまして、法令どおり運用されているので、特に知事に意見を具申する事項は本案件に関してはないけれども、ただ、審議の過程で各委員から出された次のような点については、引き続き改善に向けて検討いただきたいです。

1つは、せっかく競争入札にするのだから、その競争の環境をきちんと整えられているかどうかということ、例えば分割発注という意見もありましたけれども、そういった1つの例として競争環境を整備する工夫がさらにないかどうかをしっかりと検討する必要があります。そのために非常に重要な参考情報となるのは、今回辞退された者からの理由を形式的に記録にとどめておくだけではなくて、共同研究して見積もりをとった業者たちが参入してこなかった理由について、やはり丁寧にヒアリングするなどしてそこを押さえた上で、かつ、発注者側としてどう分析するのか、つまり業者側からの意見をそのまま整理するのではなくて、それらの出てきた意見について、あるいは理由について、発注者側として適切に分析して次の競争環境を整えるための重要な資料にしていただきたいと、このような意見が各委員から出たと思うのですが、今のような注文をつけて本案件を締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。何か追加の意見などがありましたら。異議がなければ先生、挙手をお願いいただければありがたいです。よろしいですか。

(異議等なし)

【有川部会長】 では、今の意見を留意意見としてつけさせていただいて、本案件については先ほどのような結論にしたいと思います。

下水道局の方、どうもありがとうございました。

では、引き続き、議案2に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

(下水道局退室)

(港湾局入室)

【武田電子調達担当課長】 では、よろしいでしょうか。続きまして、議案2の審議を始めたいと思いますので、議案2の事業所管局である港湾局の出席者を紹介させていただきます。

【松本管理課長】 港湾局離島港湾部、管理課長の松本と申します。よろしく願いいたします。

【小野建設課長】 同じく離島港湾部、建設課長、小野と申します。よろしく願いいたします。

【永井財務課長】 同じく総務部財務課長、永井と申します。よろしく願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案2をごらんください。

高落札率事案として抽出されましたもので、件名は「令和元年度調布飛行場取付誘導路整備及びその他工事」です。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望15者、応札2者で、落札率は100%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目のおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本件についても先ほどと同じような手順を進めていきたいと思っておりますので、どうぞ各委員、質問・意見がありましたら挙手をお願いいたします。

できましたら、遠慮なく挙手をお願いいたします。

小池委員、お願いします。

【小池委員】 お願いいたします。

こちらの案件については高落札率事案ということで抽出はしているんですけども、私自身は、こちらの問題はむしろ、この落札率よりも応札者数のほうにあるかと考えています。工事の内容についてはそれほど複雑ということではないかと思っておりますので、そういった意味から落札率が高くなる、つまり、都で考えていた見積もりどおりになるというのは、ある程度仕方がないのかと思うのですが、応札者数が今回、希望が15者で指名して10者で、応札が2者ということですから、非常にこれが減ってしまったということなんです。事前説明のときにも御説明いただいたのですが、この優先指名権でありますとか、隣接区市の業者を優先したということをお聞きしておりますけれども、そのあたりをもう一度御説明いただきたいことと、もう一件、——（非公表部分）—— が「発注図書に不明確な部分があったため」ということで辞退をしてきているわけですけども、こういった発注図書に不明確な部分があったというのは、ほかの会社が応札しなかったことにも通じているのではないかと考えられるのですけれども、こちらの2点、どのように事業者を絞ったかということをもう一度御説明いただきたいのと、この——（非公表部分）—— の不明確な部分があったという指摘というか、理由についてどのようにお考えかという2点をお聞かせいただけますか。

【永井財務課長】 それではまず、指名の方法について御説明させていただきます。

指名に関しましては財務局さんのほうで定めておられます指名基準に沿いまして、この中で「原則として10者選定するものとする」とされておりますので、希望15者の中から10者を選定した形でございます。まず、優先指名業者が2者ございましたのでそこを指名いたしまして、そのほかの地元の事業者、これが2者ございましたので、そちらのほうを選定してございます。残りにつきましては、工事箇所が調布市でございますので、調布市により近い場所に営業所を持っている事業者を順次選定してまいりまして、合計10者を選定しているところでございます。

【小野建設課長】 続きまして、2問目の辞退理由のところ、——（非公表部分）—— の不明確という御質問でございます。

委員御指摘のとおり、この工事の内容は舗装の打ちかえということで、非常に単純な内容になってございます。発注に当たりましては、図面ですとか特記仕様書、そして内訳書も含めて必要な資料を開示しているという状態でございます。さらに、応札に当たりまして、その内容についても質問の時間を設けてございます。設計質問という形で通常いろいろ質問が出てくるのですが、今回につきましてはそういった質問も来ていないというふうな状況

でございますので、この事業者さんが具体的にどこが不明確だったかということは未確認なんですけれども、空港ということもあるので、そういった部分をいろいろお考えになった部分があるのかとは考えますが、全体的には十分御理解いただいていると考えてございます。

【小池委員】 この ——（非公表部分）—— からは質問は特になくてこの理由で辞退されたということなんですね。

【小野建設課長】 そうです。今回は設計質問での質問は、ほかの会社も特にございませんでした。

【小池委員】 ほかの会社からもなかったんですね。ですが、この ——（非公表部分）—— のほうに、どこが不明確だったのですかという確認をされるほうがよいのではないかと思いますのですが、そういったことはお考えにならなかったのでしょうか。

【小野建設課長】 特にこの入札に関連してどこが不明確かというお問い合わせは、これは終わってからの辞退理由ですから、してはいないです。

【小池委員】 もちろんそうなんですけれども、同じような発注が今後もあると考えれば、ここで何が不明確だったのかということは明らかにしておく必要があるのではないのでしょうか。

【小野建設課長】 必要な情報はお出しして、段取り的には制度として質問の機会もあるわけですから、特に設定は考えていなかったということなのですが。設定というか、質問の確認をしていないということなのですが。

【小池委員】 今、私の意見をどうお考えですか。

【小野建設課長】 課題としては、今後の参考という部分はあろうかと思えますけれども、公正な入札といいますか、そういった制度としてはこのやり方でいくのが基本なのかと思っております。

【小池委員】 そうですね。今回のという意味ではそうなのですが、今後の発注ということをお考えいただくほうがいいのではないかというのが私の意見です。

【小野建設課長】 ただいまの意見は今後の発注に当たりまして、これに限らずほかのものについてもわかりやすい発注というか、そういった説明の資料というものは大事だと思いますので、そういった形で生かさせていただければと考えます。

【小池委員】 はい。ありがとうございます。

【有川部会長】 小池委員と関連してでも結構ですし、ほかの意見でも結構ですので、ありましたらどうぞお願いします。

すみません、委員の意見に入る前に私の意見を言ってしまうて申しわけないのですが、今、小池委員が指摘されたことは非常に大事なことだと思うのです。せっかくこの ——（非公表部分）—— が発注図書に不明確な部分があったという理由を言ってきているので、それが正しいか、あるいは正確かどうかは別としても、一体どこが不明確かというふうに業者が思ったのかということを引きちんと深掘りしないと、何のために1者辞退したのか、ある

いはこれに参入しなかったという理由を聞いているのか。事業者さんの言わせっ放しで、そのままよくわかりにくいところを十分深掘りしないと、結局ただそういった理由を業者の言いつ放しに聞いたままになって、次の改善に全く結びつかないので、正確か正確でないかはともかく、そういった意見が出たらとにかくどういった理由なのか、どの部分なのかということをしっかりヒアリングして、さらに改善につながる問題があるのかどうかの分析をしなければいけないので、とにかくこの辞退理由など、こういった参加しなかった理由についてヒアリングするのは一番先の入り口なので、その後それをどのようにして深掘りして、改善に向ける分析を発注者側とするのかということが非常に重要なので、これだけのために辞退理由を聞いているのだったら、もう全く無駄な作業なので、やめてもらいたいとは言いませんけれども、こういった入り口の端緒の情報をそのまま放置することのないようにしていただきたいというのが、事案1と全く共通しているんですけども、小池委員の意見と同感ですので、各担当の方はぜひそのところを戒めていただければありがたいと思います。

関連しなくても結構ですので、ほかの委員も何かありましたらお願いします。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 株式会社大興について「積算内訳書不備のため無効」ということになっていますが、これは具体的にはどういった不備があったのですか。

【永井財務課長】 事業者のほうから提出を受けました積算内訳書をこちらのほうでチェックいたしましたところ、——（非公表部分）—— というところがございましたので、私どもで不備があるということで判断をさせていただきました。

【飯塚委員】 積算内訳を出すのは入札のときですよ。

【永井財務課長】 はい。

【飯塚委員】 内容の不備がわかるのはその後だと思いますけれども、では一度入札をさせて、その後不備がわかったということですか。

【永井財務課長】 はい。さようでございます。

【飯塚委員】 音が聞こえないのですが。

【永井財務課長】 おっしゃるとおりでございます。

【有川部会長】 聞こえないのですが。よろしくをお願いします。

【飯塚委員】 私の質問は終わっています。ありがとうございます。

【有川部会長】 もうよろしいですか。

【飯塚委員】 はい。結構です。

【有川部会長】 また私からで申しわけありません。冒頭で小池委員が言われた、15者から10者に最終的に指名を絞ったときの話は伺ったのですが、具体的各論として、資料の8ページにあります、長野県で新宿区に支店を持っている——（非公表部分）——を排除したのはどういった理由からですか。

【永井財務課長】 こちらは、地元を除く残り最後の6者の分でございますけれども、工

事場所が調布市にあるということで、調布市に近いところに営業所を持つ事業者から順次選定をしてございます。住所的に近いところが残ったという形でございます。

【有川部会長】 そんなに遠いですかね。

【永井財務課長】 そうですね。近隣のところから順次選定をしてございますので。

【有川部会長】 調布市、あるいは八王子のほうが新宿よりも近いという測定なのですか。どのような計算で近いという計算をするのですか。

【永井財務課長】 隣接しているところの自治体に営業所があるところから順次ということでございますので。

【有川部会長】 妙な計測だと思うのですけれども。何か基準というものはあるのですか。

【永井財務課長】 まず、地元が優先でございまして、その次は隣接する市区になります。それでも足りない場合はさらにその周囲という形になります。

【有川部会長】 だから、新宿のほうがはるかに近いような気がするんですけども。距離的に何か、この地域はここから何キロなどそういうような形なのですか。それとも、現場から計算するということなのでしょうか。

【永井財務課長】 今おっしゃっているのは、1番の長野県の会社のことをおっしゃっているということよろしいですか。

【有川部会長】 そうです。

【永井財務課長】 これは、本店の所在地が東京都内ではなくて長野県でございますので、それで今回からは外しているという形でございます。

【有川部会長】 支店営業所が近隣にあってもだめだということなのですか。

【永井財務課長】 そうです。

【松永契約第一課長】 契約第一課長でございます。

希望されているのは中小企業の方ですけども、基本的にまず東京都外に本店がある、この場合だと ——（非公表部分）—— は長野県で新宿区という形になります。それから、例えば12番の方についても大阪府が本店で東京の港区に営業所を持つという形になりますけれども、そうしたら、いわゆる都外に本店を持つ業者さんというのは、言い方は変ですけども後になってくるという形で優先度合いが下がる形になりますので、今回そういった理由から ——（非公表部分）—— は外れているというふうなものでございます。

以上です。

【有川部会長】 ルールが透明化してはつきりわかればよいのですが、ケースごとにルールがいろいろ変わってしまっただけは大変不公平になるので、ぜひ希望した後、最終的に指名者を絞る過程がどういったルールで決まっているのかということ、もう少し透明化して示していただけるとありがたいのですが。それはもうしっかりと決まっているわけですよね。今のような話は、支店が仮にすぐ隣の町にあっても、あるいは当該の地にあつたとしても、本店が長野や大阪だったらだめだという、そういったことは書いてあるんですね。

【松永契約第一課長】 指名選定基準では地理的条件という言い方になっておりますけれども、そういった形で選ぶというところで、やはりこの手の工事でございますと施工場所を中心に考えていくというふうになってございます。

【有川部会長】 要は、ケースケースに恣意的な判断が入らないように客観的なルールが決まっているかどうかを確認したいというところなんですけれども、そのあたりのことがもし決まっておりましたら、後で示していただけますでしょうか。

【松永契約第一課長】 では、細かくどのようにしているかという一例になってしまいますけれども、そういったものを後日御用意させていただきます。

【有川部会長】 各委員がこれから指名が妥当に行われているかどうかを検証するために、客観的に誰が見ても粗さがないようなルールができていくかどうか確認したいので、なるべく早く示してください。

それでは片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 話はそれるかもしれないんですけれども、土木工事の技術者の不足というのは、かなり深刻な状況なのかというふうに外部から見てわかるんですけれども、今後コロナの騒動が終わったとしても、この状況は多分急激によくなったりするということは考えにくいのですが、今後こういった土木工事を発注するに当たって技術者が実際に不足しているという市場の状況を鑑みて、契約のやり方に関して何か考えていらっしゃるようなことがあったら教えてください。

【小野建設課長】 ただいま委員から御指摘があったように、土木技術者の確保というのは結構大きな問題になってございます。今回も、今後技術者が確保できないということで辞退された会社さんがいらっしゃいます。ですから、発注の段階で年度末のそういった集中する時期を外したり、工期全体を債務の予算である程度期間を持たせてやることで、各応札者さんといいますか、受注者さんのほうの調整が少しでもしやすいようなといった取り組みを発注段階でしてございますので、今後ともそういった取り組みを充実させてまいりたいと考えてございます。

【片桐委員】 わかりました。ありがとうございました。

【有川部会長】 よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 ないようでしたら、ここで一応私のほうで、これまで出た意見をまとめさせていただいて、補足や、あるいは修正がありましたら、また各委員から言っていただくということにしたいと思います。

本件のようなある程度簡易な工事といいますか、多くの業者が参入可能であろうと思われるような工事において大量に辞退者が出たり、あるいは、本件は違うのですが、1者入札であるような場合については、辞退理由を業者の言うがまま、そのままとめ置くだけではなくて、それらについて必要に応じてきちんとヒアリングをして、次の競争環境がしっかり整えられるような分析を、発注者みずからが丁寧に行う。つまり適切な辞退理由等の確認と、

それに基づく分析というものをしっかりやっておく必要があるというのが、各委員のある程度共通した認識ではなかったかと思います。

それからあわせて、希望者に対する指名者を絞っていく過程の指名基準について、きちんとしたルールができているということをもう一回確認させていただきたいということで、資料の提出をお願いするということにしたいと思います。それらのことを改善していただくということを前提に、本案件については知事に具申するような事項はないという結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 片桐委員、どうも手を挙げていただいて、賛成ですね。ありがとうございます。

では港湾局の方、今日は御協力ありがとうございました。今の意見でよろしく願いいたします。

(港湾局退室)

(財務局入室)

【武田電子調達担当課長】 すみません、それでは議案3について始めさせていただきます。議案3の所管事業局である財務局の出席者を紹介させていただきます。

【吉田設備担当課長】 設備第一課設備担当課長、吉田でございます。

【中村統括課長代理】 同じく設備第一課の機械総括担当の中村と申します。よろしく願いいたします。

【木内課長代理】 同じく機械担当をしております、木内と申します。よろしく願いいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案3をごらんください。

1者入札の事案として抽出されましたもので、件名は「都立大塚病院(31)改修空調設備工事」です。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望者、応札者、ともに1者で、落札率は98.9%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目のおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本案件につきましても各委員から自由に意見・質問をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【片桐委員】 この、もとの空調設備の工事を実施した、取りかえ前の施設を建設した業者はどちらなのでしょう。

【吉田設備担当課長】 今回、受注いたしました三機工業です。

【片桐委員】 空調以外も三機工業なのでしょう。

【吉田設備担当課長】 いえ、他工事は別の業者になっております。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 飯塚委員、お願いします。



【飯塚委員】 一期工事の、リハビリテーション部門の空調その他設備工事の業者はどちらですか。

【吉田設備担当課長】 リハビリテーションの改修につきましては、三機工業が受注しております。

【飯塚委員】 全部の工事を三機工業が実施しているのですか。それとも、空調の部分だけですか。

【吉田設備担当課長】 空調の部分だけでございます。

【有川部会長】 片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 やはり、設置業者でないとか取りかえの工事もやりづらいという事情はあるのでしょうか。実際問題としてお聞きしたいと思います。

【吉田設備担当課長】 やはり実際の工事といたしましては、設置業者のほうがある程度わかっているという部分はあると思いますけれども、今回の工事についてはどこの業者でもとれるような形で発注をしております。

【片桐委員】 今おっしゃっていたわかっている部分というのは、例えばどういったところなのでしょうか。

【吉田設備担当課長】 機械室がどこにあるかとか、それから空調設備の配管ルート、冷媒管と申しますけれども、そういったルートがどこを通っているかとか、それから電気設備についても、どこに電気室があってどういったルートで施工されているか、配管があるか、どこのスイッチをさわるとどの場所のエリアがとまってどの場所のエリアが動くかというようなことを、あらかじめ全体的に把握しているという部分があるのではないかと考えております。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 私から関連して伺いたいのですが、資料2ページの工事概要と工程表を見ていただいて、先ほど飯塚委員からも出た話と関連するんですけども、まず、二期工事だけ見ていただくと、二期工事は契約が3つきちんと具体的に分かれている契約、特高受変電設備と空調設備と、それから電気設備、給水衛生設備、これが4月・7月・2月と契約が書いてありますけれども、このそれぞれの契約に至るときの受発注関係は全て1者入札でしょうか。

それから、受注した業者は元施工の業者でしょうか。新規業者が入ってきたという事例はありますか。本件は脇に置いていただくと、それ以外の二期工事の契約について教えてください。

【吉田設備担当課長】 電気工事と給水衛生設備建築工事につきましては、元施工業者ではないところが参入しております。何者入札だったかについては私の手元にはないのですが。

電気と衛生については、二期工事は1者入札でございました。ただし、元施工業者ではないところが落札しております。

【有川部会長】 この、特高受変電設備もそうですか。元施工ではないところですか。

【吉田設備担当課長】 特高受変電につきましては2者ありまして、元施工ではない高野電設工業というところが受注しております。

【有川部会長】 そうすると、本件の空調設備工事だけが、元施工業者が1者入札で入ってきたというふうな理解でよろしいですか。

【吉田設備担当課長】 そういうことでございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

ぜひ、ほかの委員もどうぞ聞いていただければと思います。関連しなくても結構です。

【小池委員】 こちらの工事ですけれども、2ページ目の前提条件に「居ながらの改修工事である」ということが書かれていて、それだけでも非常に難しい工事なんだろうなということを、まずここで私自身は感じました。あと、一番最後の一行ですけれども、「契約内容の変更について」というもので、148日工事が延びていますよね。これについては事前説明で、電気と給水衛生設備工事の業者が決まらなかったためにずれたのだということをお聞きしました。ですので、この工事がわかっている人というか、こういった工事に入札しようとする人は、難しい工事だなということと、難しいからこそほかにもスケジュールどおりにきちんといくのかなという不安をお感じになったのではないかと思います。それは私が思うということなんですけれども、それが要するに1者入札、つまり入札する人が少ないというところにつながってしまっているのではないかと感じます。その中でも、この三機工業さんは元施工ということもあってか、入札してくださったわけですけれども、結局工事期間も延びてしまって、今はほかの案件でもよく言うことですが、責任者が足りないというようなことをよく聞く中で、これだけ期間が延びてしまうということは、大変な御負担だったのではないかと思います。そうしますと、この工事は非常に難しいということは発注側でもわかっていたかと思うのですが、そのことについてどのような工夫をなさったのか、こういった工夫をして頑張ったけれども1者しかということだったのかどうなのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

【吉田設備担当課長】 施工内容につきまして、元施工ではない業者様も受注できるように設計図書だとか、図面に施工の内容について詳細に記載するようにいたしました。また、支払いにつきましても、完了時1回支払いではなく部分払いを設けまして、2回ほど途中で支払いをするということで、資金繰りにも考慮した発注といたしました。その結果どうだったかという1者入札ではあったのですが、でき得る限りの設計図書の作成をいたしたところでございます。

【小池委員】 この、電気工事とか給水衛生設備工事がずれてしまったということなんですけれども、これがもっとずれないように、前もってスケジュールを合わせて入札するとか、そういったことは不可能だったわけでしょうか。

【吉田設備担当課長】 電気と給水衛生設備工事につきましては不調となりまして、1回目、2回目は不調で3回目に落札ということで時期がずれております。

【小池委員】 それでは、当初は同じ時期に入札というか……。

【吉田設備担当課長】 そうです。当初はそろえて発注したんですけれども、やはり非常に難しい工事であるということから希望者がなかったので、入札取り下げということで対応しておりました。

【小池委員】 やはり、それだけ努力なさってもかなり難しいということ、余り改善ができなかったというぐらい難しいということなのでしょうか。

【吉田設備担当課長】 まず、難しいというのは間違いないのですけれども、不調になったときに業者様にヒアリングをさせていただきました。そうしますと、オリンピック関連工事が非常に多いということで、今は受注できる体制ではないというお声が複数ございました。それに伴って技術者がいない。そして、技術者といっても通常の主任技術者ができる人ではなくて、これだけの工事をでき得る能力を持った、能力の高い技術者が、今はほかの工事に出払ってはいないので、今は受注できないのだという声が複数ございました。

【小池委員】 そうですね。その中で結局、工期が延びたわけですけれども、そういったことも非常にマイナスというか、受注した業者さんにとっては非常にマイナスだったのではないかと思うんですけれども、そういうことがあるとまた次もためらってしまうというようなことにつながりかねないのかという心配がありますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

【吉田設備担当課長】 受注者様も、延びたということについて私どももヒアリングをしたんですけれども、——（非公表部分）—— ということでございます。

【小池委員】 では逆に、電気や給水のほうがしっかり期日どおり決まっていればもっと入札してくれる業者がいたのではということはお考えですか。

【吉田設備担当課長】 時期的に考えるとやはり先ほど申し上げたように、なかなか入札する業者様の状況というものが、非常に工事が多くてとれる状況ではなかったということも、1者入札だったということで、結果としてはそうなったのかと思っております。

【小池委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 私のほうから、先ほどの関連でもう1件お伺いしたいんですけれども。2ページの工事概要の先ほど飯塚委員から冒頭質問がありました、リハビリテーションの関係なのですが、これが建築工事あり、電気設備工事あり、空調工事ありなんですけれども、空調は三機工業さんが落札されたということですが、リハビリテーションはそれ以外の工事については元施工の業者だったのでしょうか。

【吉田設備担当課長】 全てのリハビリテーション、ほかの建築工事と、それから電気設備工事は元施工ではないところがっております。

【有川部会長】 そうですか。空調だけが、こちらやはり三機工業さんが元施工でとったということですか。

【吉田設備担当課長】 元施工でとっていただきました。

【有川部会長】 それは、どのあたりに理由があるかと考えておられますか。一期工事も二

期工事も、空調設備は三機工業さんが元施工でそのまま今回改修工事に参入していただいて、それ以外の工事については一期も二期も全て新規の業者が参入してきました。ただし、それは中の競争条件が整ってみんな積極的に手を挙げてきたという環境ではなさそうで、なかなか難しい中、——（非公表部分）—— どのように分析されていますでしょうか。

【吉田設備担当課長】 ——（非公表部分）—— 直接聞いたわけではないですけどもそのように解釈しております。

【有川部会長】 一期工事につきましても、空調以外についてはやはり不落になったという経緯はあるのでしょうか。

【吉田設備担当課長】 リハビリテーション工事は不調にはなっていないと思います。

【有川部会長】 そうですか。そうすると、先ほど言われたようなオリンピック等のいろいろな関連の原因という要素が非常に強くなったのは、実施工事の時間帯といいますか、このあたりのところが一番大きいと理解してよろしいのですね。

【吉田設備担当課長】 ヒアリングの結果では、オリンピックの要素というものは非常に大きかったと聞いております。

【有川部会長】 わかりました。

ほかにありませんでしょうか。はい、飯塚委員。

【飯塚委員】 一期の空調工事と二期の空調工事がどちらも三機工業ということですので、例えばこういうふうに一期、二期と分けることなく空調工事として受注をする、あるいは結果としてどちらも三機になったのだったら、その時点で設計変更で1つの工事としてもう一度積算する、そういったような工夫をしていく余地があると思うのですが、どうですか。

【吉田設備担当課長】 一期と二期につきましてもは期間が分かれていますので、二期が三機工業になった時点で設計変更ということは考えられないかと思います。また、工事につきましても、まずリハビリテーションの部分を先行して、今度の大規模な改修のエリアといいますか、種地といいますか、仮移転先を確保するための工事をリハビリテーションの工事ということでやっておりますので、そこは分けて考えていたというような発注の仕方をしております。

【飯塚委員】 仮移転というのは、二期工事の、例えば病棟をさわるときに、病棟に入院している人たちを一期工事のところに移転させるということですか。

【吉田設備担当課長】 そうということです。

【有川部会長】 飯塚委員、質問の回答はどうでしょうか。

【飯塚委員】 はい。結構です。わかりました。

【有川部会長】 いいですか。

【飯塚委員】 はい。

【有川部会長】 だいぶ押ししてしまいましたので、取りまとめにしたいと思います。

いろいろ委員から質問、あるいは意見に近いものも出ましたけれども、本件につきましては法令どおり適正に運用されているというふうなまとめにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。何か異議がありましたら。

(異議等なし)

【有川部会長】 では、そのような結論にしたいと思います。長時間の審議をどうもありがとうございました。

(財務局退室)

【有川部会長】 短いのですが、半まで少し休憩をとりたいと思います。

(01:53:30~01:58:40 休憩)

(警視庁入室)

【有川部会長】 休憩が大変短くて申しわけなかったんですけども、もう準備は大丈夫でしょうか。

【事務局】 はい。大丈夫です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、議案4の警視庁の件に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案4の事業所管である警視庁の出席者を紹介させていただきます。

【古木用度課課長代理】 警視庁総務部用度課、課長代理の古木と申します。よろしくお願いいいたします。

【長野規制第一係主査】 交通部交通規制課、規制第一係主査、長野と申します。本日は交通規制担当管理官が本日付の人事異動によりまして、転出をいたしました。その後任は後日配置となっておりますので、かわりまして主査が対応させていただきます。よろしくお願いいいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案4をごらんください。

同一事業者による長期継続受注事案として抽出されたもので、件名は「トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(2)」です。本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望5者、指名10者、応札2者で、落札率は——(非公表部分)——となっております。工事の概要につきましては、2ページ目のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、質問・意見がありましたら各委員、挙手してよろしくお願いいいたします。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 単価契約というのは、数量が動くからとりあえず単価で契約をしておこうというのが一般的だと思うのですが、このケースは数量が動いているのですか。

【長野規制第一係主査】 はい。この工事につきましては、道路管理者及び電気・ガス・水道等の企業者による道路工事が頻繁に行われておりまして、あらかじめ予定していた数量が工事できないケースもございまして、単価契約としております。

【飯塚委員】 では、最終的な契約金額、この契約書だと5,551万とありますが、これは幾らになったのですか。

【長野規制第一係主査】 最終的には ——（非公表部分）—— でございます。

【飯塚委員】 それはほとんどニアリーイコールですから、通常の契約変更のようなレベルの話ですよ。これはだから単価契約扱いにできるのかどうか、そのあたりが少し疑問です。

【有川部会長】 では、私のほうから類似の質問に関連しそうなんですけれども、要は、入札に当たって総価で入れてもらっていますよね。そのためには単価で競争するんですけれども、数量がある程度このぐらゐの数量という見通しを発注側から示して、その数量に基づいて各人が単価で競って、札入れはその数量を掛けた総価で入れていると思うのですが、その見込み数量というのはどのように出して、どのように提示しているのでしょうか。そここのところがやはり、単価契約が妥当なのかどうかと非常にリンクしてくるので、全体量の見通しがある程度立っていたのかどうか、それをどのように立てて示したのかどうか、そして最終的に、ほとんどその見通しと同じような数量になったということが今回の肝になっているようなので、なぜその見通しが最終的な数量とほぼニアリーイコールになったのか、そのあたりのところはどのように分析されているかを教えてください。

【長野規制第一係主査】 こちらの規模につきましては、過去の実績を参考にいたしまして、例年必要と思われる数量を予定いたしまして、道路工事の状況を見つつ、その都度必要な箇所を施工していただいているものでございます。

【有川部会長】 では、札入れのときに各人が単価で競争する前提となる、総価にするための見込み数量はこれぐらゐになるというのはどこに示しているのですか。発注予定表にはありますか。単価契約と言っておきながら、つまり、総価で入れさせているんです。トータルの見込み数量は、業者によって違う情報を持って入れたら全く総価の入札にならないので、どうして単価契約としながらその単価を掛ける数量がみんな同じ数量で、総価の札を入れることができたのか、そここのところがはっきりわからないと単価契約なのかどうか非常にわかりにくいのですが、そここのところを丁寧に説明していただけますでしょうか。

【長野規制第一係主査】 発注図書の仕様書の中におきまして、予定の数量を書いております。

【有川部会長】 私たちの資料には、単価契約等入札価格の妥当性を検証するためには、その見込み数量がどのようにして開示されたのかがわからないと、検証ができないのですが。

【荒山契約調整担当課長】 荒山です。

ここにはつけていないんですけれども、発注図書の中に予定数量というものが入っております。こちらのほうの14ページをごらんいただくと、内訳書というものが入っているかと思えます。これは契約者と最終的に取り交わした内訳書になっておりますけれども、この数量、例えば10万4,500メートルだとかいうようなものが、こちらから発注段階で発注図書としてお示ししている概算の数量、予定数量ということで相手方に示して発注を行っているというものでございます。

【有川部会長】 大変恐縮ですけれども、同じことを聞いて申しわけないのですが、そうすると、業者が札を入れたときの最終的な札の内訳として、業者によって違ってくるのは、この単価のところだけが違ってくるので、数量は皆同じだということなのですね。

【荒山契約調整担当課長】 おっしゃるとおりです。

【有川部会長】 そこが固まっていないと競争にならないものですから。わかりました。数量については全部情報共有して、同じベースで計算されているということなのですね。

【荒山契約調整担当課長】 はい。

【有川部会長】 どうでしょう。だとすれば、単価契約になじむということになるんでしょうか。

いいですか、飯塚委員。今のことについて意見がありましたらどうぞお願いします。飯塚委員、単価契約の件につきましては、よろしいでしょうか。疑問がありましたらどんどんお願いします。

今の件でなくても結構ですので、何か質問・意見がありましたらお願いします。

飯塚委員が今、別件で連絡をとられているようですので、ほかの委員、何かありましたら、よろしいでしょうか。

では、私のほうからもう一点。資料の12ページで、希望した業者がたくさんあったんですけれども、最終的に大量に辞退者が出ている、この辞退した者にそれぞれ理由を聞いておられるんですけれども、せっかくこのように理由をいただいたので、「配置予定技術者の配置が困難になった」、あるいは「技術者が別件工事を希望している」「施工体制が整わない」、こういったものをもう少し深掘りして、では、こういった理由で辞退されないようにするためにはどうすればいいのかという、次の改善に向けた分析をどのようになされていますでしょうか。

【長野規制第一係主査】 今のところ、発注時期を少し早めて用度課に契約依頼をいたしました。

【古木用度課課長代理】 補足でございますが、今年の契約においては2カ月ほど早く契約手続を行ったところ、10者のうち6者は入札、札を入れてくれたという状況でありました。

【有川部会長】 6者というのはいつの話ですか。

【古木用度課課長代理】 今年度の内容ですから、これを受けてその後改善を図りました。失礼しました、6者ではなく4者です。2者ふえたということです。まだ若干辞退が多いで

すけれども、令和元年度を今見ていただいているのですが、令和2年度については2者入札者がふえたという状況であります。

【有川部会長】 大変ありがたいことというか、大事なことなので、どの件を改善されたのでしょうか。発注時期を早めたほかに何か改善されたところがありますか。

【古木用度課課長代理】 今年度のほうが予定数量が変わっているところはあるので、そういう影響もあると思うのですが、これはただ、本来やるべき箇所が変わったというだけですので入札者がふえるための努力という形ではないんですけれども、毎年見直しは行っているというところでもあります。

【有川部会長】 発注時期を早めたというのですが、具体的にいつにされたのでしょうか。

【古木用度課課長代理】 令和2年度は5月21日でございます。31年度は7月19日でございます。

【有川部会長】 2カ月近く発注時期を早めたということですね。

【古木用度課課長代理】 はい。

【有川部会長】 あとはむしろ、発注数量の関係で業者が参入意欲がふえたというところが、今回のふえた原因だと分析されているわけですね。

【古木用度課課長代理】 はい。

【有川部会長】 わかりました。元年度から2年度へ改善が図られたということは大変結構なことだと思いますけれども、さらに辞退された人たちがいるようでしたら、その辞退理由を適切に次の改善に向けて活用していただければと思います。

ほかに委員の方、どうぞよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

今、飯塚委員とつながっていないのですが、飯塚委員が消えている原因はわかりますでしょうか。

【武田電子調達担当課長】 今、ログインをし直していただいていますので、もうしばらくお待ちいただければ復帰されるということです。

【有川部会長】 わかりました。

飯塚委員、聞こえますか。

【飯塚委員】 はい。聞こえます。すみません。

【有川部会長】 飯塚委員のところとつながっていない間に確認できたことが、今回は令和元年度の入札関係で8者が辞退していて2者だけの競争になっていますけれども、令和2年度は同じような発注がもう既に行われていて、発注時期を2カ月早めたこともありまして、4者の入札になったというお話を伺っております。したがって、大量の辞退者が出るという事態については一歩改善が図られたという状況なのですが、それらを含めて飯塚委員から何かほかに意見・質問がありましたら。

【飯塚委員】 令和2年は交通産業が受注したのですか。

【古木用度課課長代理】 令和2年につきましては、宮川興業という別の会社が受注いたしました。



【有川部会長】 今に関連して、2年度の指名業者は何者で、令和2年度の辞退者というのはいずれあるのでしょうか。

【古木用度課課長代理】 2年度につきましても指名は10者行いましたが、先ほども申し上げましたけれども、残念ながら6者が辞退しております。

【有川部会長】 辞退理由は同じように聞いていただいていると思いますが、令和元年度の辞退理由と何か違ったような、特色あるような辞退理由というものはありませんでしょうか。

【古木用度課課長代理】 辞退理由につきましては、電子システムを利用して回答がなされていますけれども、各者ともほぼ「予定技術者の配置困難」が理由となっております。

【有川部会長】 システムで固定されていると、どうしてもバラエティーに富んだ回答は来ないということがあるわけですね。4者になったということは一歩前進なんですけれども、それが発注者側の工夫というよりも、むしろ発注量のそういった状況から業者の手挙げがふえたというような要素もあるようですので、ぜひ3年度以降も競争環境が整うように、日々常に競争条件の確保に努力と検討をしていただきたいと思います。

繰り返しになって恐縮ですが、それがこれまでの当委員会の意見なのですが、ほかに追加する意見はございますでしょうか。今の意見を述べるということで、特に知事に具申するような問題はなく、法令に従って処理されているという結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 警視庁の方、どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。

—— (非公表部分) ——

【有川部会長】 以上によりまして今回の審査を終了することになりますが、各議案の審議結果につきまして、再度確認させていただきたいと思います。事務局において記録していただいていると思いますので、恐縮でありますけれども要点を確認の意味でもう一度説明していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の高柳です。よろしくお願いいたします。

今日、6つの議案を御審議いただきました。それぞれの議案につきまして、入札及び契約手続がルールどおりに運用されており、改善に関する具申は行わないとの審議結果をいただいたところでございます。議案毎に、審議の中でそれぞれ御意見をいただきましたので、簡単にお話させていただきたいと思います。

まず、議案1でございます。水再生センターの焼却炉工事でございます。競争環境の確保に向けまして、例えば分割するのはどうか、そういった工夫を引き続き検討すべきだとい

ような御意見をいただいたところでございます。

続いてが議案2でございます。調布飛行場の取付誘導路の整備でございますが、1者入札であった場合、その理由についてしっかりと分析して次に生かしていくべきだといったような御意見をいただいているところでございます。

続いて、議案3でございます。大塚病院の改修空調設備工事でございますけれども、議論の過程ではさまざまな御意見をいただいたところでございますけれども、適正な手続をなされているといったような御意見をいただいているところでございます。

続いてが議案4でございます。トラフィックペイントの単価契約の工事でございます。これも議案2と同様に、競争環境が確保できるように改善する努力を引き続き続けていただきたいといった御意見をいただきました。

———（非公表部分）———

事務局からは以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。今日の議案1から議案6までについて、対応をかなり簡潔にまとめていただきましたけれども、私のまとめのときにはもう少し細かく具体的な話をしましたので、議事録の際には、それらと照合していただきながらもう少し細かいところも補足していただいで記録していただければありがたいと思います。

それでは、大体私が進行の過程でまとめた意見で今日の我々の委員会の取りまとめしたいと思いますので。後は、最終的に議事録のところでは皆さんで確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の審議案はこれで終わりになりますけれども、最後に何かありましたら各委員のほうから申し出ていただければと思います。何か追加することはよろしいでしょうか。

では、また議事録のところでもよろしく願いいたします。

それでは、事務局に進行を移したいと思います。よろしく願いします。

【新田見契約調整担当部長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様方には長い時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。また、本日はリモート会議ということで、いろいろと御不便をおかけして申しわけございませんでした。改善すべき点につきましては、今後の進行に生かしてまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。また、委員の皆様には引き続きお忙しい中、御協力をいただくこととなりますが、よろしく御指導のほどお願いしたいと存じます。

本日は誠にありがとうございました。

【有川部会長】 どうもありがとうございました。